

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 31 年  
4 月 9 日  
(火曜日)

## 目 次

- 告示
  - 一 国土調査の指定（政策企画課）……………
  - 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（長寿社会課）……………
  - 三 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定（長寿社会課）……………
- 公告
  - 一 県営豊田中地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
  - 二 県営鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
  - 三 県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧（農村整備課）……………
- 雑報
  - 一 県報の正誤（平成三十一年三月二十九日山口県規則第十九号）……………



### 山口県告示第百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

平成三十一年四月九日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 地籍調査を行う者の名称  
平生町

- 二 調査地域

熊毛郡平生町大字平生町及び大字平生村

### 三 調査期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

### 四 指定の年月日

平成三十一年三月二十九日

### 山口県告示第百十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年四月九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 機	在 地	廃 止 年 月 日
岡山医院		岩国市平田六丁目五一番一六号		平成三〇、一二、三二

### 山口県告示第百十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十一年四月九日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 機	在 地	指 定 年 月 日
岡山医院		岩国市平田六丁目五一番一六号		平成三一、一、一

山口県知事 村岡 嗣政

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 地籍調査を行う者の名称  
平生町

- 二 調査地域



(九三) 県営豊田中地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営豊田中地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年四月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営豊田中地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年四月十日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(九四) 県営鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年四月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年四月十日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(九五) 県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成三十一年四月九日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営岩永本郷西地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年四月十日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課



正 誤

平成三十一年三月二十九日山口県規則第十九号（山口県事務委任規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
五	上	左から 五、六	占有物件の維持管理をしていない 道路占有者	占有物件の維持管理をしていない 道路占有者